

現場技術業務委託共通仕様書 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第1005条 管理技術者</p> <p>1．受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6．管理技術者は、現場技術員を兼ねることはできない。</p>	<p>第1005条 管理技術者</p> <p>1．受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6．管理技術者は、現場技術員を兼ねることはできない。</p> <p>7．次のいずれかに該当するときは、契約書第34条(5)に定める契約に違反するものとして取り扱う。</p> <p>一 業務の履行に係わる事項について、監督員に報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき</p> <p>二 業務の履行にあたり、業務の対象工事の関係者から便宜を目的として金品等を收受し、又はその要求若しくは約束をしたとき</p> <p>三 業務の履行にあたり、業務の対象工事の関係者からの依頼を受けて、第三者に金品等を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたとき</p>

現場技術業務委託共通仕様書 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第1006条 現場技術員</p> <p>1．第2001条、第3001条で示されている現場技術員については、業務の履行にあたり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>2．受注者は現場技術員を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。</p>	<p>第1006条 現場技術員</p> <p>1．第2001条、第3001条で示されている現場技術員については、業務の履行にあたり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>2．受注者は現場技術員を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。</p> <p>3．次のいずれかに該当するときは、契約書第34条(5)に定める契約に違反するものとして取り扱う。</p> <p>一 業務の履行に係わる事項について、監督員に報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき</p> <p>二 業務の履行にあたり、業務の対象工事の関係者から便宜を目的として金品等を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき</p> <p>三 業務の履行にあたり、業務の対象工事の関係者からの依頼を受けて、第三者に金品等を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたとき</p>